

「道路運送車両の保安基準」、「装置型式指定規則」、「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」等の一部改正について

1. 背景

自動車局では、交通事故死者数の削減のため、安全基準等の拡充・強化、先進安全自動車（ASV）の開発・実用化・普及の促進等により、車両の安全対策を推進しています。

今般、更なる交通事故死者数の削減に向け、乗用車と小型貨物車に対して電柱等と側面衝突した場合を模擬した衝突試験を新設することとします。なお、当該基準は国連の「ポールとの側面衝突時の乗員保護に係る協定規則（第 135 号）」と調和しています。

また、我が国は、自動車の安全基準の拡充・強化を進めるとともに、自動車の安全確保に関する国際的な整合性を図るため、平成 10 年に国連の「車両等の型式認定相互承認協定」（以下「相互承認協定」という。）に加入し、その後、相互承認協定に基づく規則（以下「協定規則」という。）について段階的に採用を進めているところです。

今般、新たに「車両火災の防止に係る協定規則（第 34 号）」、「ポール側面衝突時の乗員保護に係る協定規則（第 135 号）」、「光源に係る協定規則（第 37 号、第 99 号及び第 128 号）」、「二輪自動車等の車幅灯、番号灯、尾灯、制動灯及び方向指示器に係る協定規則（第 50 号）」、「二輪自動車等の対称配光型前照灯に係る協定規則（第 113 号）」及び「番号灯に係る協定規則（第 4 号）」を採用することといたしました。また、「ドアラッチヒンジに係る協定規則（第 11 号）」等の改訂が、国連欧州経済委員会自動車基準調和世界フォーラム（WP29）第 164 回会合において採択されたところです。

これらを受けて、以下のとおり「道路運送車両の保安基準」（昭和 26 年運輸省令第 67 号）、「装置型式指定規則」（平成 10 年運輸省令第 66 号）、「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等の一部を改正しました。

2. 改正概要

（1）保安基準の一部改正

- ① 燃料装置（保安基準第 15 条関係、細目告示第 18 条、第 96 条、第 174 条関係）車両の火災防止に係る我が国の厳しい要件が国連規則として採用されたことを受け、新たに「車両火災の防止に関する協定規則（第 34 号）」を採用したことに伴い、燃料漏れ防止等の基準について国際基準と調和しつつ、更なる安全性向上のため、以下のとおり改正しました。

【適用範囲】

- ガソリン又は軽油を燃料とする自動車

【改正概要】

- ①燃料タンク注入口に燃料キャップが確実に取り付けられていること、②燃料タンクが横転した場合であっても一定量以上の燃料が回転させ、燃料が一定量以上漏れないことの確認試験等を義務づけます。
- 具体的な試験方法は、「車両火災の防止に関する協定規則（第 34 号）」の技術的要件のとおりとします。



フィルターキャップが無くなるよう、車体へ取り外し防止のロープ又はチェーンの装備義務化及び転覆試験において、当該キャップから漏れが無いことの確認



試験方法

1. タンクは、その取り付け位置から90°右側に回転させ、この位置で5分以上保持する。
2. タンクを同じ方向にさらに90°回転させ、この位置でさらに5分以上保持する。
3. タンクを回転させて元の位置に戻す。
4. タンクを逆の方向に90°回転させ、その位置で5分以上維持する。

図1 燃料タンク注入キャップ

図2 燃料タンク転覆テスト

【適用時期】

新型車 : 平成30年9月1日

- ② 車枠・車体（保安基準第18条関係、細目告示第22条、第100条、第178条関係）電柱等との側面衝突を模擬した衝突試験乗員保護基準を新設しました。

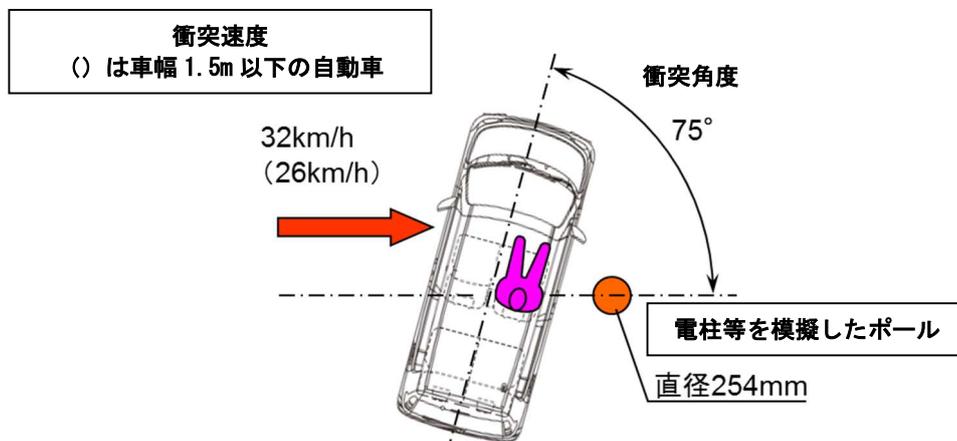


図3 試験概要

【適用範囲】

- 乗用自動車（乗車定員10人以上のもの、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びびそりを有する軽自動車、被牽引自動車を除く。）
- 車両総重量3.5トン以下の貨物自動車であって以下の自動車
 - ・ 前車軸中心から運転者席への角度（ α ）が22.0°より小さいもの（図4）
 - ・ 運転者席から後車軸中心までの距離（B）と運転者席から前車軸中心までの距離

(A) の比が 1.30 より小さいもの (図 5)

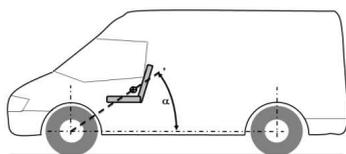


図 4

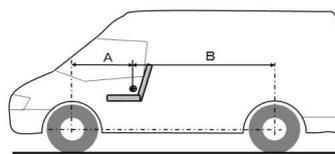


図 5

【改正概要】

- ポール側面衝突試験において、ダミーへの衝撃に係る入力値が一定値以下であること、ドアが外れないこと、衝突後の燃料漏れが一定量以下であること*を義務づけます。
- 具体的な試験方法は「ポール側面衝突時の乗員保護に係る協定規則(第 135 号)」の技術的要件のとおりとします。

【適用時期】

新型車 : 平成 30 年 6 月 15 日

- ③ 二輪自動車等における灯火器 (細目告示第 42 条、第 45 条、第 49 条、第 50 条、第 56 条、第 59 条、第 244 条、第 245 条、第 246 条、第 247 条、第 249 条関係) 「二輪自動車等の車幅灯、番号灯、尾灯、制動灯及び方向指示器に係る協定規則 (第 50 号)」及び「二輪自動車等の対称配光型前照灯に係る協定規則 (第 113 号)」を採用し、これらの相互承認を可能とするため、以下のとおり改正しました。

【適用範囲】

- 二輪自動車、側車付二輪自動車及び原動機付自転車に備え付ける前照灯等

【改正概要】

- 二輪自動車、側車付二輪自動車又は原動機付自転車に備え付ける上記灯火の灯光の色、明るさ等に関する規定について、「二輪自動車等の車幅灯、番号灯、尾灯、制動灯及び方向指示器に係る協定規則 (第 50 号)」及び「二輪自動車等の対称配光型前照灯に係る協定規則 (第 113 号)」の技術的要件に適合ことを求めます。

【適用時期】

新型車 : 平成 32 年 6 月 15 日
継続生産車 : 平成 32 年 6 月 15 日

- ④ 番号灯 (細目告示第 49 条、第 127 条、第 205 条関係) 「番号灯に係る協定規則 (第 4 号)」を採用し、その相互承認を可能とするため以下のとおり改正しました。

【適用範囲】

- 自動車 (二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車を除く。) に備え付ける番号灯

【改正概要】

- 上記自動車 (細目告示第 1 節の基準が適用されるものに限る。) に備え付ける番号灯における灯光の色、明るさ等に関する規定について、「番号灯に係る協定規則 (第 4 号)」の技術的要件に適合することを義務付けます。
- 具体的には、番号灯に関する測定方法や光度特性等に関する技術基準について、

所要の改正を行います。

【適用時期】

新型車 : 平成 32 年 6 月 15 日

継続生産車 : 平成 32 年 6 月 15 日

⑤ その他

- その他の現在日本が採用している各協定規則について、誤記訂正、項目の整理等に伴う改訂がなされたこと等を踏まえ、所要の改正を行いました。

(2) 道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号）の一部改正

保安基準第 18 条の一部改正に伴い、形式的な改正を行いました。

(3) 装置型式指定規則（平成 10 年運輸省令第 66 号）の一部改正

協定規則の採用等に伴い、相互承認の対象となる特定装置を追加等するため、第 2 条（特定装置の種類）、第 5 条（指定を受けたものとみなす特定装置）等の改正を行いました。また、項目の整理等に伴う所要の改正を行いました。

【改正概要】

○ 第 2 条（特定装置の種類）関係

「燃料タンク」、「燃料タンク及び燃料タンク取付装置」、「衝突時の車両火災防止装置」、「障害物との側面衝突時の乗員保護装置」、「光源」、「番号灯」を追加します。

○ 第 5 条（指定を受けたものとみなす特定装置）関係

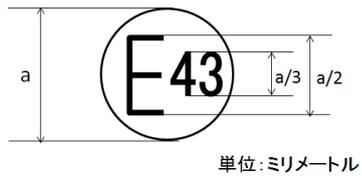
- ・「燃料タンク」、「燃料タンク及び燃料タンク取付装置」、「衝突時の車両火災防止装置」は車両火災の防止に係る協定規則（第 34 号）に基づき認定されたものについて、「障害物との側面衝突時の乗員保護装置」はポール側面衝突時の乗員保護に係る協定規則（第 135 号）に基づき認定されたものについて、「光源」は光源に係る協定規則（第 37 号、第 99 号及び第 128 号）に基づき認定されたものについて、「車幅灯」※、「尾灯」※、「制動灯」※、「方向指示器」※は二輪自動車等の車幅灯、番号灯、尾灯、制動灯及び方向指示器に係る協定規則（第 50 号）に基づき認定されたものについて、「前照灯」※は二輪自動車等の対称配光型前照灯に係る協定規則（第 113 号）に基づき認定されたものについて、「番号灯」は番号灯に係る協定規則（第 4 号）及び二輪自動車等の車幅灯、番号灯、尾灯、制動灯及び方向指示器に係る協定規則（第 50 号）に基づき認定されたものについて、型式指定を受けたものとみなすこととします。

- ・「操作装置」及び「乗降口の扉の開放防止装置」について、協定規則が改訂されたことに伴い、規則番号について所要の変更を行います。

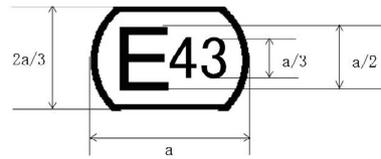
○ 第 6 条（特別な表示）関係

- ・第 3 号様式に定める表示方式について、「燃料タンク」、「燃料タンク及び燃料タンク取付装置」、「衝突時の車両火災防止装置」、「障害物との側面衝突時の乗員保護装置」は $a \geq 8$ 、「前照灯」は $a \geq 8$ （プラスチック製レンズにあっては $a \geq 5$ ）、「車幅灯」※、「尾灯」※、「制動灯」※、「方向指示器」※、「番号灯」は $a \geq 5$ とします。

※二輪自動車に限る。



- ・第4号様式を新設し、第4号様式に定める表示方式について、「光源」は $a \geq 2.5$ とします。



3. スケジュール（予定）

公布・施行：平成27年6月15日

※協定規則（原文）につきましては次のとおりです。

http://www.unece.org/trans/main/wp29/wp29wgs/wp29gen/wp29ap_nov14.html